

平成28年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

平成29年3月27日（月）

開 会 13時00分

第2委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
教育長 鎌 田 英 暢	○		
委 員 門 馬 富士子	○		教育長職務代理
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
委 員 永 山 隆 繁	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	佐々木 隆 哉
生涯学習部次長（教育指導担当）	松 井 卓
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	安 崎 克 仁
学校教育課長	菅 原 崇 喜
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	田 村 和 人
浜益生涯学習課長	笹 富 雄
教育支援センター長	開 発 克 久
市民図書館副館長	清 水 千 晴
学校給食センター長	成 田 和 幸
生涯学習部参事（指導担当）	濱 本 賢 一
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	古 屋 昇 一

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

議案第 1 号 (仮称) 厚田小中学校整備基本計画について

議案第 2 号 石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する
規則の制定について

議案第 3 号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

議案第 4 号 石狩市資料館条例施行規則の一部改正について

議案第 5 号 石狩市文化財保護審議会委員の解嘱について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

① 石狩市いじめ防止基本方針の検証について

日程第 5 その他

日程第 6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(鎌田教育長) ただ今から、平成 28 年度教育委員会会議 3 月定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名委員の指名

(鎌田教育長) 日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、永山委員にお願いいたします。

日程第 2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号 (仮称) 厚田小中学校整備基本計画について

(鎌田教育長) 議案第 1 号「(仮称) 厚田小中学校整備基本計画について」、事務局より提案をお願いします。

(佐々木生涯学習部長) 私から議案第 1 号「(仮称) 厚田小中学校整備基本計画について」申し上げます。本件は昨年 8 月に保護者、学校関係者、地域住民の代表及び学識経験者を構成員として設立されました学校設立準備委員会が、子ども達へのアンケートなどを踏まえまして 5 回にわたる議論を経てまとめた別冊の案を、今後、市教育委員会が厚田の新設統合校の建設整備を進めるにあたっての基本方針として定めるべくご提案するものでございます。詳細については、松永総務企画課主幹からご説明いたします。

(松永総務企画課主幹) 私から議案第 1 号、(仮称) 厚田小中学校整備基本計画について、ご説明いたします。厚田ならではの魅力ある学校づくりをテーマに統合新設校のソフトとハード、施設整備の両面から検討協議を進めたところでございます。配布しております冊子、資料は昨年 8 月からの学校設立準備委員会において協議検討した成果物として取りまとめたものでございます。資料 1・2 ページに目次を掲載しており全 7 章の構成となっております。3 ページの第 1 章では、この計画の策定にあたっての目的を、続いて、第 2 章の「厚田における学校教育の概要」では、旧厚田村時代からの各学校の歴史・変遷や、学校間及び学校と地域が連携してきた、厚田の学校教育の特色を記載しております。資料 9 ページからの第 3 章「厚田区各学校の現況」では、各学校の学校経営の重点、教育目標や、これまで取り組んできた特色ある教育活動のほか、今、学校が抱えている課題について記載しております。また 18 ページからは、現在の各学校の施設概要と図面を掲載しております。次に 26 ページから 41 ページまで、第 4 章「厚田における学校統合の経緯」を記載しております。旧厚田村時代を含め、主にこれまで教育委員会が行ってきた学校統合の取組として、厚田区の保護者や地域の方々を対象に開催しました説明会や検討会で出されましたご意見・ご要望のまとめから、厚田区の学校整備の具体策として、厚田区内の 3 つの小学校と 2 つの中学校を統合し、小中一貫の義務教育学校を開校することの決定に至るまで、

そして、その決定を受けて、学校設立準備委員会を設置するまでの経緯経過を記載しております。続いて、42 ページから 85 ページまで、第 5 章「(仮称) 厚田小中学校設立準備委員会の活動」を記載しております。この章では、昨年 8 月 26 日の第 1 回会議から、今年 2 月 23 日の第 5 回会議まで行われた検討協議の経過としまして、14 名の委員が 3 グループに分かれて行ったワークショップの様子・まとめや、47 ページから 63 ページまでは、昨年 10 月に厚田区的全児童生徒を対象に実施しました「子どもアンケート」として、449 件の子ども達から寄せられた生の声(意見)を 33 項目に類型化し、子ども達の声に対する設立準備委員会としてのコメントを載せております。特徴的な意見をいくつか申し上げますと、学校で行いたい活動について、例えば、50 ページの中ほど、「3 自然、文化、産業など「厚田ならではのよさを生かした学習」、89 番の意見で「厚田のいいところを他の人に知ってもらえるような活動」、51 ページの「5 厚田に移住する人や山村留学する子どもを受け入れられるような魅力ある学校づくり、厚田区以外の地方からも移住したいと思えるような魅力のある学校」といった意見、52 ページの「9 米作り体験や畑作体験ができ、収穫を祝ってみんなで料理を食べる活動をしたい」といった食育の取組、53 ページ、54 ページでは「12 タブレット・パソコンを使った勉強」や、「16 新しくできる道の駅でできることはないかを、これから考えてみたい」といった、農産物の生産から販売までを通しての、道の駅と連携した活動などの、子ども達からの声が寄せられています。また、56 ページ以降は、校舎・建物についての意見を掲載しております。例えば、59 ページでは、「25 こんな校舎ができたらうれしいな。」としまして、「冬でも暖かい学校」「エアコン」といった冷暖房のことやトイレ、バリアフリーなど、学校校舎が避難場所や防災施設となることも意識した具体的な意見も寄せられました。続いて、64 ページから 70 ページには、第 2 回・第 3 回の会議で行った「新しい学校づくりの提案」をテーマに、14 名の委員が 3 グループに分かれて行ったワークショップの成果物、「各グループからの提案カード」を掲載しております。A・B・C 各グループからの提案としまして、いろいろなキーワードが挙げられ、その一つ一つについて、その効果や着手容易性(実現性)を評価する作業を行いました。どの提案も効果が大きく、すぐに取り組むべき内容であるという見解、評価となりました。また、71 ページから 76 ページでは、新設統合校に引き継ぎたい教育活動をテーマにした、「学校からの提案カード」も掲載しております。「少人数という特性を生かした学習指導」や「厚田ならではの体力向上の取組、部活動のあり方の検討、農業・漁業体験を生かした食育、地域の自然や歴史・文化を生かした教育活動」、その他これまで各学校が行っている「地域清掃・環境美化などの奉仕ボランティア活動」や「小中合同の学校行事や P T A 行事」など、様々な提案が寄せられたところです。続いて、78 ペ

ページから 85 ページには、「設立準備委員会だより」としまして、昨年 8 月からの準備委員会で検討協議されている内容を広く周知するため、これまで 4 号を発行し、厚田区内の保護者への配布や、町内会回覧を行っているほか、市のホームページにも掲載しております。続きまして、86 ページから 91 ページまで、第 6 章「(仮称) 厚田小中学校の教育の概要」を記載しております。この章では、小中一貫の義務教育学校を開校するにあたり二点、一つ目は、義務教育学校を設置するにあたっての制度上、法的な位置づけや、メリット・効果などについて、二つ目は、厚田モデル(厚田型)のコミュニティ・スクールの導入に向けた今後の取組、あり方について述べております。まず一点目の「義務教育学校の制度上の特色やメリット・効果など」につきましては、86～87 ページに記載しております。昨年 4 月の学校教育法の改正により設置できることとなった新たな学校種として、義務教育学校は平成 28 年度においては全国で 22 校、道内では中標津町立計根別学園と斜里町立知床ウトロ学校の 2 校が設置されており、また複式学級編成をもつ義務教育学校は、知床ウトロ学校と、高知県の行川(なめがわ)学園、石川県の大谷小中学校の 3 校となっております。既にご承知のとおり、義務教育学校は、9 年間を通した教育目標や教育課程を編成することができ、独自教科の設定や、学年間での指導内容の入れ替えが可能となるなど、裁量の幅が広がること、また学校組織という部分では、あくまでも一つの組織として、卒業は 1 回で、学校長も一人置かれることとなっております。また、教育上のメリット・子ども達への効果という部分につきましては、① 9 年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施するという意味において、現行の小学校から中学校へのスムーズな接続、いわゆる「中 1 ギャップ」の解消が図られること。② 昔に比べ、児童生徒の心身の発達の早まり、早熟傾向が見られることなど、これまでの小学校 6 年と中学校 3 年の「6・3 制」の弊害が指摘されている中で、9 年間の学年割(学年の区切り)を「4・3・2」や「5・4」というかたちで工夫することで、発達段階に適切に対応することができること。③ 少子化や地域コミュニティの弱体化、核家族化が進み、子ども達の人間関係が固定化されやすくなっている中、9 年間を通して多様な教職員や児童生徒と関わる機会を増やすことで、小学校から中学校へ進学することへの不安の軽減につながる。④ 学校生活の中で、日常的に中学生が小学生と触れ合い、交流できることで、上級生としての自覚を持ち、自尊感情が高められ、暴力行為や不登校、いじめの解消につながる。などの効果が指摘されております。さらに、教職員・学校組織体制という点からは、学校長のリーダーシップのもとで、小学校課程の教員と中学校課程の教員が一つの学校組織に所属する中で、それぞれの違いを認め、互いに学びあいながら、9 年間で児童生徒を育てるという共通認識に立ち、学校全体の教育活動の中で、教職員一人一人が自分の果たすべき役割をしっかりと理解、認識して、子ども達

へのより良い教育につながるといった効果も期待できるということが挙げられます。そして、87 ページに、「③ 厚田に義務教育学校を導入することで期待できる効果」として記載しており、平成 32 年時における児童生徒数と学級数の推計は、93 ページに掲載しておりますが、全校児童生徒数が 50～60 人程度で、普通学級数で 6～7 学級といった少人数の学校で、小学校課程においては複式学級編成となることが見込まれております。先ほど申し上げた義務教育学校の制度的な特色を生かして、小学校課程の 5 年生以上に教科担任制を導入することによって、一部の教科で実質的に単式による授業を行うことができるということが大きな効果・メリットであると考えております。また、教員の免許と授業との関連についてですが、現行の法の規定により、例えば小学校課程の教員免許を持っていない中学校教員でも、小学校課程において、自身が所有している免許教科に相当する教科を担当することができるとなっており、ゆえに、中学校課程の教員が小学校課程の指導を行うことができるとされております。現在、小中併置校の聚富小中学校では、小学校と中学校の教員が相互に乗り入れ指導が行われ、特に教職員が連携協力して、子ども達への学習指導の改善充実、教職員間の意識共有が図られているというような大きな成果を上げられております。なお、先ほど触れました「9 年間の学年割について」ですが、現時点では小学 5・6 年生以上で教科担任制を導入するために、前期課程の第 4 学年と第 5 学年の間で区切ることとし、それ以降の学年の区割りについては、新年度から設立準備委員会内に設置される「教育課程部会」において研究協議の上、決定することとしております。続きまして、88 ページから 91 ページでは、コミュニティ・スクールの導入について述べております。コミュニティ・スクールについては、今後、設立準備委員会において引き続き検討していくこととなりますが、文部科学省による「コミュニティ・スクール」の定義では、「学校運営協議会」という、学校長と保護者、地域住民の代表者を委員とする組織を設置した学校のことと定義されております。協議会の委員は、学校長が定めた学校運営方針を承認することや、教職員の任用や学校運営全般について意見を述べるができるといった、一定の権限と責任を有するというもので、それぞれが学校運営に対する当事者意識を分かちあい、学校と家庭・保護者、地域の三者、三位一体となって、学校長が示す学校ビジョンを共有し、学校長のリーダーシップのもと、共に汗をかき、より良い学校づくりを行っていく、その仕組みのことを「学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクール」として、市町村の教育委員会がその学校指定を行うこととされております。教育委員会では、昨年 8 月にコミュニティ・スクールの講演会を開催しました。平成 28 年時点で全国で約 2,800 校、道内で約 60 校、石狩管内では北広島市で 2 校が指定されております。89 ページと 90 ページに、これまで厚田区の各地域や保護者が行ってきた学校支援の取組の一覧を掲

載しておりますが、ご覧のとおりこれまで厚田では地域の教育力が大変高いことが伝統となっており、地域や保護者と学校とが強い結びつき、絆のなかでそれぞれの学校が運営され、子ども達が地域の皆さんの手によって健やかに育てられてきたという土壌がございます。そのような意味においても、この厚田統合新設校を、より魅力ある学校とするためには、コミュニティ・スクールの導入、厚田型・厚田モデルのコミュニティ・スクールは不可欠であると考えております。このように第6章では、新しい学校づくりに向けたソフトの部分を述べておりますが、続く第7章では、学校の施設整備、いわゆるハードについて記載しております。続いて92ページから、第7章「(仮称) 厚田小中学校の施設設備基本計画」として記載しております。文部科学省が定める学校施設整備指針に基づきまして、子ども達が9年間同じ学校施設で活動する、小中一貫の義務教育学校の特性を考慮した学校施設とするための基本的な考え方を示しております。そして、93ページ上段に記載しておりますように、厚田の独自条件、厳しい自然環境のなかにあるという立地条件であることを踏まえ、質実かつコンパクトなものとなるよう定めるものとしております。このことは、後ほど99ページのところで触れますが、体育館については、現行の体育館に必要な改修を行って引き続き使用すること、また厚田学校給食センターも引き続き使用することとして、新設する校舎の配置については、体育館と給食センターとの接続を考慮して、現在の厚田中学校校舎の位置を基準とすることなどから、合理的で機能性を重視した校舎、各教室の配置をしていきたいというものであります。今、申し上げました基本的な考え方のもと、94ページから98ページまで「施設設備基本計画」といたしまして、各教室や管理諸室、校舎施設の共用部分、全部で約30の校舎各施設を建設整備するにあたって、留意・配慮する事項を詳細に記述しております。特徴的な部分を申し上げますと、まず普通教室の配置につきましては、先ほど申し上げました9年間の学年の区割りに基づきまして、前期課程となる1年生から4年生の教室を1階に、5年生以上の教室は2階に配置すること。特別支援教室は、前期課程と後期課程それぞれの教室を、1階と2階に配置することとしております。このほか、ほとんどの教室に無線LANのアクセスポイントを設置することにより、校内あらゆる場所でICTを活用した教育が受けられ、かつコンピュータ教室や放送室・スタジオは設置せずに、音楽室と視聴覚教室を兼ね備えるなど、効率・機能性を重視し、施設規模の縮減が図られるといったことも盛り込んでおります。続いて99ページです。「(5) 校舎の配置、工事期間中の仮設校舎について」としまして、先ほど申し上げましたとおり、現行の体育館につきましては、引き続き、必要な改修を行った上で使用することとし、現校舎の西側に併設している厚田学校給食センターとの接続を考慮し、新校舎の配置については、現校舎の位置を基準とする。よって、新校舎の建設は、現校舎の解体工事の

完了後に着工することとし、建設工事期間中における仮設校舎については、平成30年8月中旬（夏期休業終了後）より現在の厚田小学校校舎の空き教室等を活用して取り進めるとしたところでございます。このことにつきましては、厚田中学校、厚田小学校、設立準備委員会の中でご説明し、ご理解、了承をいただいたところではありますが、特に（負担を伴うこととなる）厚田中学校の生徒及び教職員の皆さんが、平成32年の新校舎完成、開校までの約1年半の間、大過なく学校生活、学校運営が行われるよう、（校舎の移設引越しの作業も含め、過度の負担や学校運営に支障をきたすことのないよう、）十分配慮して進めてまいりたいと存じます。次に、「（6）複合機能を有した学校施設」についてでございます。今回の基本計画（案）を取りまとめた経過の中で、厚田統合新設校の特徴として、当初の具体策の段階から、現在ある地域開放型図書館（あいかぜ図書館）を移設することや、老朽化している厚田保育園を新校舎に併設することとしていたところですが、新年度に行う校舎の基本・実施設計の中で、「③子ども達の放課後の居場所づくり」の環境整備や「④福祉避難所」としての施設機能につきまして、所管の保健福祉部と更に詳細について調整、連携を図り、設計の中に盛り込んでいくこととしております。最後に、100ページ、101ページの「（7）工程表」でございます。設立準備委員会、市教委、学校、それぞれの動きについて、平成32年開校までのスケジュールを掲載しております。設立準備委員会では、新年度（29年度）から各学校の管理職や教務担当の先生などを構成員とする「教育課程部会」を新たに設置し、義務教育9年間の系統性を確保した教育課程・カリキュラムの編成や年次計画、日課などを始め、小中一貫教育の象徴的な取組の一つである「小中相互の乗り入れ指導」や「厚田ならではの特色ある学校づくり」など、32年度の開校に向け、具体的かつ専門的な視点で、検討協議していくこととしております。また、コミュニティ・スクールを導入して、より地域と一体となった学校づくりを進めるために、引き続き、地域から学校を支援する具体的な取組の検討を行っていくほか、新たに定める学校教育目標や校名、校歌、校章、制服などについても、この設立準備委員会と市教委が連携して決めていくこととしております。新年度、教育委員会事務局としましては、この基本計画（案）につきまして本日議決をいただきましたならば、まず、5月にこの計画を基資料、仕様書とした上で、校舎建設工事の基本・実施設計に着手することとしております。また、校舎の建設整備にあたり、文部科学省の国庫補助を受けるための計画書の提出や、先ほど申し上げました平成30年8月に行う厚田小での仮設校舎への移転に伴う予算措置などを確実に行之、101ページに記載のとおり、1年半の工期を経て、平成32年度4月の開校に向け、様々な事務手続きを進めてまいりたいと考えております。このほか、各学校におきましても、それぞれ小中一貫教育に関わる調査研究を行うことのほか、閉校に関わる準備が進められることと

なっており、教育委員会としましても様々なかたちで、今後更に各学校との連携を密にしながら、この度の厚田区におきます学校統合と、(仮称)厚田小中学校の開校準備を進めてまいりたいと存じます。以上、私から議案第1号につきまして、ご説明申し上げました。ご審議のほど、宜しくお願い申し上げます。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から提案説明がありました議案第1号につきまして、ご質問等ありませんか。

(門馬委員) 学校の名称についてですが、86 ページに記載があるように、例えば道内では計根別学園、知床ウトロ学校、高知県では行川学園、そのほか大谷小中学校など様々な名称が使われていて、今は仮称として厚田小中学校となっておりますが、校名についてはこのまま厚田小中学校として決定していく予定なのでしょうか。

(安崎総務企画課課長) 学校の名称につきましては、全国で様々な名称が使用されていますので、今後の設立準備委員会で検討していくこととしております。

(門馬委員) 特色のある、全国から来たくるような学校にという気持ちがありますよね。そういう魅力のある学校、名称にしたいと思い質問させていただきました。もう1点、9年間の教育課程をどのように分けるのかについて、これから検討していくことになりますが、義務教育学校になった場合、例えば従前の小学校課程での卒業式はどのようになるのですか。

(安崎総務企画課課長) 義務教育学校では卒業式は9年目の最後に行われることになります。ただ小学校課程で一つの区切りということで行われているところもあり、この点につきましても教育課程部会で検討されていくことになります。

(門馬委員) 一人の子が9年間通学できれば問題ないのですが、転入や転出、転校する場合に問題などは生じないのでしょうか。

(安崎総務企画課課長) 基本的には学習指導要領に基づき指導していくことから、問題が生じないように教育課程を定めていくことになります。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) ありがとうございます。他にご意見等はございますか。

(松尾委員) 私からは3点ほどあります。1点目は、先ほどの門馬委員の質問に関係し、小中一貫になり制服は何学年から着ることになるのかということと、2点目は、92ページからの施設設備基本計画で基本的な考え方を示すことができましたが、今後の実施設計の段階で設立準備委員会等でいただいた設計等の意見をどの程度聞き入れていけるのか。そして3点目は、88ページに記載のある昨年の出口先生のコミュニティ・スクールの講演では、地域活性化の中核機関として学校に期待が寄せられているというお話があり、まさにそのとおりであると思ったところですが、学校運営協議会と地域協議会との関係をどのように推進していくのか。これらについてお聞きしたいと思います。

(安崎総務企画課課長) 1点目の制服につきましては、中学校段階での着用ということになります。2点目の意見等の反映につきましては、基本設計段階から随時、情報を共有し取り進めていきます。3点目のコミュニティ・スクールにつきましては、例えば開校前より準備会を設置導入するなど、地域協議会とも連携を図りながら取り進めてまいりたいと考えております。

(佐々木生涯学習部長) 補足になりますが、制度的に学校運営協議会と地域協議会とでは目的が違うわけですので、それらをどうリンクしていくのか、今後の設立準備委員会や地域協議会で議論していくことになります。

(松尾委員) わかりました。施設のことは設立準備委員会の第6回会議のあたりで設計プランが示されてくるものと推察しました。学年割に関してですが、通常、公立の学校では、制服は「中1・2・3」で着ますが、仮に学年割を「4・3・2」とした場合、中間の3ヵ年が「小5・小6・中1」と制服を着た子が混在しているイメージになりますが、他校の事例などがあれば教えていただければと思います。

(安崎総務企画課課長) 通常の授業時や複式、学校行事等、混在する場面が多くあろうかと思いますが、子ども達にとっては違和感がないと考えております。設計プランについては、第6回会議頃、お示しできると考えております。

(鎌田教育長) 計根別学園は、先ほど松尾委員が述べられた「4・3・2」で中1が混在しており、内部的には影響はないのですが、外面的には違和感を持たれるかもしれません。本州では小学1年生から制服を着ている学校もありますが、

保護者に負担がかかるなど、今後検討していかなければならないと思っております。

(山本委員) 保護者の立場から言いますと、制服やジャージを指定してくれたほうが余計な私服を買わなくて済み、負担軽減になるという考え方もあります。入学時は費用が掛かるが、保護者の意見も取り入れた方がいいのではないかと思います。

(安崎総務企画課課長) 子どもの発達の部分もあるので、どの学年から制服を着用するかについて、家庭の負担等も考慮しながら、今後決めていきたいと思えます。

(山本委員) 「4・3・2」や「5・4」といった学年割についてですが、クラスの編成としては93ページの表では、「1・2学年」を1クラス、「3・4学年」を1クラスといった想定もされていますが、「4・3・2」制というのはどのような場面で見えることになるのですか。

(松井教育指導担当次長) 学年の区切りのことについては、どのように学年に即した教育活動を進めていくかという、いわゆる教育課程の編成の上での意味合いが大きいと考えております。例えば、1年生から4年生までの行事や5年生から中学1年生までの集会を行う等、一つの行事を区切りの学年内で設けるということよりは、教育課程の中で指導内容や指導方法の面での区切りという意味が強いと思っており、常に区切りのグループで活動を行っていくということではないということです。

(山本委員) 制服が何年生から着るようになるといっても、常に混在するという意味ではないということですね。

(松尾委員) 年に何度か全校で集合するような場面や行事などで、制服を着ている子と着ていない子が混在する光景はあると思いますが、常にそのような状況ではないということです。

(山本委員) わかりました。もう一点ですが、93ページの表の中で聚富小中学校の児童生徒が全員入った場合は学級数が7クラスになり、入らない場合は6クラスになるということですが、何人以上なら何クラスになるという決まりはあるのですか。また教室のサイズですが、この表によると多くても10数名で1

クラスという想定になっていますが、花川地区の学校との比較などを考慮して少し小さくなるとか、ある程度の人数に応じたサイズの基準等はあるのですか。

（安崎総務企画課課長）小学校段階では複式編成となることを想定していますが、現在小学校で例えますと、隣り合う２学年を合わせて１６人未満ですと複式学級となり、１６人を超えた場合は単式の２クラスになります。また統合校では、１教室の面積が小さくなることが予想されますが、複式学級の場合でも教室は前後の両面で利用できるよう大きさを設定することから影響はないと考えております。

（山本委員）わかりました。ありがとうございました。

（鎌田教育長）他にご意見等はございますか。

（永山委員）コンピュータ関係の質問をしたいと思います。ＩＣＴの活用について随所に記載されており、セキュリティや著作権などについては、小学校段階から教育していかなければいけないと思っておりますが、教員等が事故を起こしたという報道を見たとき、残念ながらその辺が欠如していると思うわけですね。さらに無線ＬＡＮも使用することになっていますが、有線ＬＡＮよりもセキュリティが弱く、他からアクセスされる可能性が高いので、それらの対策についてお聞きしたいと思います。また、データを作成してパソコンやＵＳＢメモリに保管することや、持ち出す場合のセキュリティマニュアルはすでに作成されているのか。もう１点は、９６ページでの薬品庫を設置するとなっておりますが、紛失等の事故が起きないようにマニュアルの整備はされているのでしょうか。

（松井教育指導担当次長）ＩＣＴ教育についてですが、現在どこの学校でもインターネットに関する安全教育や外部講師による授業を実施しており、セキュリティ教育を進めています。著作権につきましては、教員研修を実施しておりますが、児童生徒までには至っていないのが現状です。無線ＬＡＮについてですが、児童生徒が扱うパソコンと教員が業務で扱うパソコンは別回線になるかと思いますが、児童生徒が学習で使用するパソコンでは個人情報の管理までには入り込めないようにすることを考えており、その取扱いを十分注意をしていきたいと考えております。薬品庫については、現在、薬品台帳が備わっており、定期的に管理者が点検を行っております。

（永山委員）これまでに事故等はないのですか。

(松井教育指導担当次長) 10 数年前までは管理が不行き届きな面があったことから、薬品管理の指導を受け、その後は薬品等の管理状況を定期的に教育委員会に報告するようになったと記憶しております。

(永山委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にご質問等はありませんか。

質問無し

(鎌田教育長) 他に質疑等がないようですので、議案第 1 号については了承ということよろしいですか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第 1 号につきましては原案どおり可決しました。

議案第 2 号 石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の制定について

(鎌田教育長) 次に、議案第 2 号「石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の制定について」提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 本件は、昨年 4 月から地方公務員にも国の例に準じて新たな退職管理制度が適用され、職員 O B からの現役職員に対する一定の働きかけが規制されたことなどから、石狩市立学校を退職した教職員の退職管理について必要な事項を定めるものであります。詳細については、菅原学校教育課長からご説明いたします。

(菅原学校教育課長) 私から、議案第 2 号「石狩市立学校に勤務する県費負担教職員の退職管理に関する規則の制定について」ご説明いたします。資料につきましては、1 ページから 2 ページになります。背景としましては、平成 28 年 4 月

1日に施行された改正地方公務員法により、再就職者による働きかけの禁止などを主な内容とする、退職管理の適正の確保が求められることとなりました。再就職者による依頼等については、離職後も職員に対して在職時の職務に関連して一定の影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねる恐れがあることから規制することとされたものです。この地方公務員法の趣旨を踏まえ、石狩市では平成28年4月1日に「石狩市職員の退職管理に関する条例」と「石狩市職員の退職管理に関する規則」が施行されました。このようなことから、石狩市立学校に勤務する県費負担教職員について、市教委で規則を制定するものであります。主な内容につきましては、すべての再就職者が離職前5年間在職した執行機関の組織等の職員に対し、離職前5年間の職務に属する契約事務等に関して、離職後2年間働きかけの禁止、離職前5年より前に課長職以上の職にあった再就職者については、離職前5年より前に当該職に就いていたときの職務に関する働きかけを離職後2年間禁止、課長職以上の職に就いていた再就職者は、再就職先の情報について任命権者への届出義務などとなっております。これらのことから、市職員の取り扱いと同じくすることとし、第2条の「部長又は課長に相当する職」、第3条の「管理又は監督の地位にある職員の職」を校長と規定し、第4条の「再就職の届出を要しない場合」については、学校職員からの割愛や再任用職員について届出を要しない場合として規定することとし、第5条で市の規則を準用する旨規定することとします。施行日については、審議いただいた日の公布の日から施行いたします。私からは、以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から議案第2号についての説明がありました、ご意見等ありましたらお受けしたいと思いますが、ご質問等ございますか。

(松尾委員) 校長が再就職した場合には市教委に届出をしなければいけないということですが、この義務というのはご本人にあると思いますが、仮に届出していなかった場合には罰則や市教委の責任等は、どうなるのですか。

(菅原学校教育課長) 基本的には、そのようなことはないと認識しておりますので、わかりやすく周知して取り進めてまいりたいと思っております。仮に届出がないような場合についても、後追いというのは難しいと思っており、都度周知や相談等を図ってまいります。

(佐々木生涯学習部長) 資料4ページの記載にありますように、今回の改正の趣旨はOBによる働きかけで不当な行政行為がなされることを防ぐため、個々の

事例の罰則を設けた上で施行するということであります。また、仮に届出を怠ったとしても不当行為がなければ罰則をかけるまでには及ばないという判断がなされているものと考えております。

(松尾委員) わかりました。

(門馬委員) 資料 2 ページ目の「してはいけないこと」のところに、再就職者は、石狩市教育委員会及び石狩市立学校職員とありますが、これら以外であれば、いいということなのでしょうか。例えば、退職前の残り 2 年は石狩市で勤務、その前は北広島市で勤務されている場合、その再就職者は石狩市に対して働きかけをしてはいけませんが、北広島市では許されることになるのでしょうか。

(菅原学校教育課長) 基本的には、本市で決めることのほか、他の自治体でも同様に決められることとなっており、この改正は本市での扱いということになります。

(鎌田教育長) 他の自治体も施行されるので、相対的に網が掛けられることになります。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にご質問等はございますか。

質問無し

(鎌田教育長) 他に質疑等がないようですので、議案第 2 号については了承ということよろしいですか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第 2 号は原案とおり可決しました。

議案第 3 号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(鎌田教育長) 議案第 3 号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」、事務局から提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 議案第 3 号「石狩市立学校規則の一部改正について」でございますが、本件は、道立学校の例に準じて、赴任に関する事務手続きを一部改正しようとするものであります。詳細は菅原学校教育課長からご説明いたします。

(菅原学校教育課長) 議案第 3 号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」ご説明いたします。資料の 3 ページから 5 ページになります。今回の一部改正は、北海道学校管理規則、北海道学校職員服務規程の赴任と事務引継ぎに関する規定の一部改正を踏まえ、本市の学校管理規則について所要の改正を行うものです。学校職員の人事異動に伴う赴任と事務の引継ぎについては、これまで辞令の交付を受けた時から行うこととされておりましたが、赴任や事務引継ぎを円滑に行うために、人事発令の通知をもってそれらが可能となる規定に改正されました。この改正を踏まえ、石狩市立学校の職員についても道立学校職員の服務の取扱いに準じた対応を行うため、石狩市立学校管理規則の関連条項と様式の改正を行うものです。第 41 条の「赴任」と第 42 条の「校長の事務引継ぎ」について文言の整理と、事務引継ぎに係る様式の文言の変更を行うものです。施行日につきましては公布の日からとなります。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から提案説明のありました議案第 3 号につきまして、ご質問等はありませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 質疑等がないようですので、議案第 3 号につきまして了承ということによろしいですか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第 3 号につきましては原案どおり可決しました。

議案第 4 号 石狩市資料館条例施行規則の一部改正について

(鎌田教育長) 次に、議案第 4 号「石狩市資料館条例施行規則の一部改正について」提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 議案第 4 号「石狩市資料館条例施行規則の一部改正について」でございます。本件は、厚田資料室の機能を厚田道の駅に移すことに伴い、資料館条例から厚田資料室に関する規定を削除することについて先日の市議会で可決されました。これに伴い当該規則についても同様に、厚田資料館に関する規定を削除しようとするものであります。詳細は工藤文化財課長からご説明いたします。

(工藤文化財課長) 今回の改正は石狩市資料館条例施行規則の中から厚田資料室に関する部分を除くものでございます。以上です。

(鎌田教育長) ただ今、提案説明のありました議案第 4 号につきまして、ご質問等はありませんか。

質問無し

(鎌田教育長) 質疑等がないようなので、議案第 4 号につきましては了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第 4 号は原案どおり可決しました。

議案第 5 号の審議を非公開案件とする件について

(鎌田教育長) 次に、議案第 5 号「石狩市文化財保護審議会委員の解嘱について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 2 号に該当しますので、非公開案件として後ほど審議したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第5号は非公開とすることに決定しました。以上で、日程第2 議案審議を終了します。

日程第3 教育長報告

(鎌田教育長) 次に、日程第3 教育長報告を議題とします。3月定例会での教育長報告につきましては、お配りしております資料をご覧くださいまして、報告に代えさせていただきたいと思います。何かご質問等があれば受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(門馬委員) 2月20日の「第2回北海道教育推進会議高等学校専門部会」についてですが、教育長はどのような立場、役割で参加されているのかということと、2月24日の「石狩市教育支援委員会」、3月9日の「花川南中学校学習支援会議」について教えていただければと思います。

(鎌田教育長) 「北海道教育推進会議高等学校専門部会」ですが、私が高等学校専門部会の部会長をお受けしており、この日は札幌工業高校で授業風景を参観した後で専門部会が開催されました。残りの2点は事務局から報告をお願いします。

(佐々木生涯学習部長) 「石狩市教育支援委員会」ですが、特別支援が必要と思われる子について、教育支援担当者や学校の先生、大学の先生、医者等で、支援方法等について協議する場でございます。「花川南中学校学習支援会議」は、平成28年度から教員OBの方々にボランティアでご協力をいただきまして、中学1年の数学の授業のなかで、個別に学習の支援をしております。この会議では1年間活動内容の反省等を議論したところであります。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にご質問等はございませんか。

(松尾委員) 2月21日の「管内市町村別教育推進会議」と、3月1日の「北海道版道徳教材作成に係る有識者会議」について教えてください。

(鎌田教育長) 私からは、3月1日の「有識者会議」に出席していますので報告します。この度、道徳の教科化に伴って教材を作成しようということで、いわゆる北海道の先人といった、これまでの北海道の発展に寄与された方々を各振興局で洗い出しを行い、その内容等について審議しました。最終的には教材として取りまとめられることとしております。

(松尾委員) これは管内版として作成するのですか。北海道版としてですか。

(鎌田教育長) 北海道版として作成されることになります。

(松尾委員) 対象の学年は、どの学年になりますか。

(鎌田教育長) 小学生向けになろうかと思います。ただ、中には全く知られていない先人もおりますので、生涯学習の分野でも活用できないかという意見も出されました。これを機にいい教材になるものと思います。

(濱本教育指導担当参事) 私から2月21日の「管内市町村別教育推進会議」について報告します。石狩教育局が管内各市町村に出向いて、平成29年度の管内教育推進計画の説明と、併せて各市町村での28年度の実践についての実例発表があり、今回は生振小学校のE S D教育と、聚富小中学校の学力向上に係る小中連携の実践と、文化財から紅葉山49号遺跡の出前授業についての報告がありました。以上です。

(松尾委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他に何かご質問等ございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 質問等がないようですので、教育長報告については了承ということによろしいですか

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、教育長報告について了承をいただきました。

以上で、日程第 3 教育長報告を終了いたします。

日程第 4 報告事項

(鎌田教育長) 次に、日程第 4 報告事項を議題といたします。

報告事項① 石狩市いじめ防止基本方針の検証について

(鎌田教育長) 報告事項の①「石狩市いじめ防止基本方針の検証について」、事務局から説明をお願いします。

(開発教育支援センター長) 私から「石狩市いじめ防止基本方針の検証について」ご説明いたします。平成 25 年のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、本市では平成 26 年 4 月に基本方針を制定したところであります。基本方針の制定以降 3 年を目途に内容を検証しようということから、本日報告をするものであります。2 月 22 日開催しました平成 28 年度第 2 回いじめ問題対策協議会でも、この基本方針の検証を行いまして了解をいただいたところです。資料の 11 ページから 15 ページをご覧ください。まず、基本的な方向性につきましては、市及び学校からの視点、そして、いじめ防止を具体的に実施していくための施策としまして、12 ページにあります「1. いじめの防止」、13 ページの「2. いじめの早期発見」、「3. いじめへの対応」を記載しております。また「その他」としまして、取組マニュアルの徹底ということで基本方針を構成し、市、学校それぞれが 11 ページに記載している 5～6 項目に基づいて連携を図りながら取り組んできたところであります。今後は、今年度内に予定されている国の改定方針案の内容を踏まえ、本市のいじめ防止基本方針の改定を検討していかなければならないと考えております。検証の内容につきましては、12 ページには実施した施策の取組内容、改善点としまして、「1. いじめの防止」の(1)～(4)のとおり、いじめ問題対策協議会の設置を始め様々な取組を行ってまいりました。年 2 回のアンケート調査の実施や、児童会・生徒会主催によるいじめ撲滅に向けた取組、スクールカウンセラーの配置、未然の防止の部分では(4)の具体的な取組に記載されているような取組を行ってきたところです。次に、13 ページの「2. いじめの早期発見」では、いじめ通報ホットラインの設置やアンケート調査、インターネットパトロールの実施等のほか、スクールソーシャルワーカーを平成 27

年度に配置し、さらに平成 28 年度からは各学校を巡回し、学校の困り感・不安感について学校と連携を図りながら早期解決に努めているところであります。

「3. いじめへの対応」についてですが、いじめの情報についてはその都度、教育委員会に報告が寄せられ、学校と連携を図りながら問題の解決に向けてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家を活用し、問題解決を図っております。これまで、スクールカウンセラーの緊急派遣を行ったことや、いじめ防止対策推進法の施行以降、警察への通報事案につきましては、この 3 年間ありませんでした。最後になりますが、14 ページの「取組マニュアルの徹底」についてですが、この 3 年間の取組として 15 ページに記載しておりますとおり、市教委において学校でのいじめの防止策や発見、対応策を具体的に記載したマニュアルを作成し、毎年 4 月上旬に各学校に配布するとともに、毎年度、内容の更新を行っているところです。以上、いじめ防止基本方針の検証についての報告とさせていただきます。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から説明がありましたが、この件につきまして何かご質問等がありましたら受けたいと思いますが、ございますか。

(松尾委員) 私としましては、具体的な取組については常にお聞きしていますので、記載できることとできないことがあると思いますが、検証作業の中でしっかりフィードバックをして、もう少し詳しい検証を次回からお願いしたいと思います。

(開発教育支援センター長) 松尾委員の意見を次回の見直しの際、反映させていただきます。

(鎌田教育長) ありがとうございます。他にご質問等はありませんか。

質問無し

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、報告事項①については了解ということよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、報告事項①について了解いたしました。以上で、日程第 4 報告事項を終了いたします。

日程第5 その他

(鎌田教育長) 次に、日程第5 その他を議題といたします。事務局から何かございますか。

(成田学校給食センター長) 給食センターからご報告がございます。先週 24 日に事務所を新センターに移転しました。本日から新センターでの業務を開始しております。新センターの所在地は、花川北 7 条 1 丁目 27 番地、電話番号は 62 - 8015 番、F A X は 72-2223 となっております。また、今週 31 日の木曜日、午前 11 時より新センターのオープニングセレモニーを行います。セレモニーの後には、給食の試食も用意しておりますので、忌憚のないご感想などをいただければと思います。以上です。

(鎌田教育長) ご質問等はございますか。

(門馬委員) 新センターでの給食を学校に提供開始するのはいつからですか。

(成田学校給食センター長) 4 月 7 日からスタートになります。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にご質問等ございませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 質問等がないようですので、この件については了解ということでよろしいですか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、その他については了解いたしました。以上で日程第5 その他を終了いたします。

日程第 6 次回会議の開催日程について

(鎌田教育長) 日程第 6 次回会議の開催日程を議題とします。次回については、4 月 27 日の木曜日、13 時 30 分からの開催を予定しております。宜しく願い申し上げます。以上をもちまして、公開案件につきましては終了いたします。非公開案件の説明員以外の方は、ご退席をお願いいたします。

【非公開案件の審議等】
14 時 40 分～14 時 45 分

閉会宣告

(鎌田教育長) 以上をもって、3 月定例会の案件は全て終了いたしました。以上で、平成 29 年度教育委員会会議 3 月定例会を閉会いたします。

閉 会 14 時 45 分

【非公開案件の審議等の結果】

議案第 5 号 石狩市文化財保護審議会委員の解嘱について

原案どおり可決した。(質疑等省略)

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成29年5月18日

教 育 長 鎌 田 英 暢

署名委員 永 山 隆 繁